

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

一	新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）	1
二	公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）	2
三	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）	3
四	住宅宅地債券令（昭和三十八年政令第四百十六号）	5

○新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（優先譲渡） 第五条 法第二十三条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一、五 略	（優先譲渡） 第五条 法第二十三条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一、五 略

改 正 案	現 行
（先買いに係る土地がその用に供されなければならない事業） 第五条 略 2 法第九条第一項第四号ハに規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第十一条第一項に規定する同意基本構想において定められた同法第七条第二項第四号に規定する中核的民間施設若しくは同項第五号に規定する中核的施設又は同法第二十六条に規定する同意基本構想において定められた同法第二十三条第二項第四号に規定する中核的民間施設若しくは同項第五号に規定する中核的施設の整備に関する事業 二 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項に規定する同意基本計画において定められた同法第六条第二項第二号の事業 三 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十項に規定する認定基本計画において定められた同法第二項第四号から第七号までの事業（同号の事業にあつては、同法第四十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に記載された同法第七条第二項に規定する商業基盤施設の整備に関する事業に限る。）	（法第九条第一項第三号の政令で定める事業） 第五条 略

改 正 案

現 行

（国土交通大臣の求め等に基づき行う業務の実施に必要な都市計画）
 第五条 法第十五条第一号の政令で定める都市計画は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める都市計画とする。

一 五 略

2 都市計画法第八条第一号の工業専用地域に関する都市計画その他の法第十三条第一項又は第十四条第一項から第三項までの規定による業務に関する計画の内容を実現する上で支障となる都市計画が定められている場合における法第十五条第一号の政令で定める都市計画は、前項各号に定めるもののほか、当該支障となる都市計画の変更に係る都市計画とする。

附 則

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 略

2 機構が法附則第十二条第一項の規定により施行する新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二条第一項の新住宅市街地開発事業に対する前条の規定による改正後の地方自治法施行令別表第一新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第百六十五号）の項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは、「独立行政法人都市再生機構又は」とする。

（新住宅市街地開発法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 機構が法附則第十二条第一項の規定により施行する新住宅市街地開発法第二条第一項の新住宅市街地開発事業に対する前条の規定による改正後の新住宅市街地開発法施行令第四条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第五条並びに第十五条の二第一項の規定の適用については、同令第四条第一項中「造成宅地等」とあるのは「造成宅地等及び独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十八条の規

（国土交通大臣の求め等に基づき行う業務の実施に必要な都市計画）
 第五条 法第十五条第二項第一号の政令で定める都市計画は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める都市計画とする。

一 五 略

2 都市計画法第八条第一号の工業専用地域に関する都市計画その他の法第十三条第一項又は第十四条第一項から第三項までの規定による業務に関する計画の内容を実現する上で支障となる都市計画が定められている場合における法第十五条第二項第一号の政令で定める都市計画は、前項各号に定めるもののほか、当該支障となる都市計画の変更に係る都市計画とする。

附 則

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 略

2 機構が法附則第十二条第一項の規定により施行する新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二条第一項の新住宅市街地開発事業については、前条の規定による改正前の地方自治法施行令別表第一新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第百六十五号）の項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同表新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第百六十五号）の項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」とあるのは、「独立行政法人都市再生機構」とする。

（新住宅市街地開発法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 機構が法附則第十二条第一項の規定により施行する新住宅市街地開発法第二条第一項の新住宅市街地開発事業については、前条の規定による改正前の新住宅市街地開発法施行令第四条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第五条、第六条、第十四条並びに第十五条の二第一項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定による改正前の新住宅市街地開

定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）第三十五条の規定による都市基盤整備公団の投資を受けて事業を営む者が当該事業の用に供する造成宅地等は」と、同条第二項第一号中「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体、独立行政法人都市再生機構」と、同条第五条第二号中「沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券」とあるのは「沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券、都市基盤整備公団宅地債券又は都市再生機構宅地債券」と、「もの」とあるのは「もの。ただし、これらの者のうち、都市基盤整備公団宅地債券又は都市再生機構宅地債券で、当該新住宅市街地開発事業が施行される地域に関するものとして発行されたもの以外のものに係る者については、施行計画の内容その他の事情を勘案して、その数を限定することができる。」と、同条第十五条の二第一項中「又は」とあるのは「、独立行政法人都市再生機構又は」とする。

発法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第一項第三号ロ	都市基盤整備公団法	独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法
第四条第二項第一号、第十五条の二第一項	都市基盤整備公団、地域振興整備公団	独立行政法人都市再生機構
第五条第二号	又は都市基盤整備公団宅地債券 都市基盤整備公団宅地債券で	、都市基盤整備公団宅地債券又は都市再生機構宅地債券 都市基盤整備公団宅地債券又は都市再生機構宅地債券で

